

秩父市公式フェイスブックページ運用マニュアル

平成 25 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この運用マニュアルは、市が開設する Facebook (以下「フェイスブック」という。) の公式フェイスブックページ (以下「公式ページ」という。) で、市政等に関する様々な情報 (以下「情報」という。) を即時に発信するための運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(アカウント)

第 2 条 フェイスブックのアカウントは、公式ページの運用に従事する広報広聴課職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式ページを使って情報を発信する際に使用する。

第 3 条 アカウント取得に使用するメールアドレスは、広報広聴課代表メールアドレスとする。

第 4 条 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

(運営主体)

第 5 条 公式ページの運営主体は秩父市とし、公式ページの管理、情報の発信は広報広聴課が行う。

第 6 条 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、広報広聴課長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。

第 7 条 公式ページのアドレスは facebook.com/chichibu.city とする。

(情報発信)

第 8 条 情報の発信は、広報広聴課長の指示のもと公式ページ管理者もしくは広報広聴課長、および、市長室長が認める者が公式ページから行うものとする。

(掲載内容)

第 9 条 公式ページは、次に掲げるものを掲載するものとする。

- (1) 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 広報広聴課から何らかの手段で市民等に情報提供したもの
- (3) その他、広報広聴課長が適当と認めたもの

(メールアドレス、パスワードの管理)

第 10 条 公式ページ管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、従事する広報広聴課職員が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第 11 条 情報の発信については、原則として広報広聴課長の決裁を必要とする。ただし、フェイスブックの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に広報広聴課長の判断を得ている場合には、公式ページ管理者が情報の発信をできるものとする。

(市以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

第12条 市以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントをしない。ただし、特に広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(市以外のフェイスブックページ、アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止)

第13条 市以外のフェイスブックページ、アカウントへのシェア及び「いいね」機能は使用しない。ただし、特に広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(市ホームページへの表示)

第14条 広報広聴課は、公式ページを市ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

第15条 広報広聴課は、この運用マニュアルを市ホームページ上に記載するとともに、第12条及び第13条の禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

第16条 広報広聴課は、なりすましを発見した場合は、市ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましフェイスブックページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第17条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、広報広聴課は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第18条 法令及びこの運用マニュアルを遵守すること。